

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 26 年度 政策経営会議（第 13 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 26 年 11 月 13 日（木） 午前 9 時 00 分～9 時 15 分
開催場所		区長応接室
議題		1. 豊島区立体育施設条例の改正について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長（欠席）・政策経営部長・総務部長・施設管理 部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	文化商工部長、学習・スポーツ課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：豊島区立体育施設条例の改正について

(1) 案件の説明

多くの区民に区立体育施設を利用していただくことにより、区民の一層の健康増進を図るために、体育施設の利用について区民優先を明確化するとともに、温水プールとトレーニングルームの使用料を改定いたしたい。

区民優先利用の明確化については、条例第 4 条（利用の承認）に、区長は利用の承認にあたり区民を優先しなければならない旨の規定を新たに加える。これにより、LESSプログラムやその他の事業で定員を超過する場合に豊島区民が優先的に受講、参加できるなどの効果がある。

また、使用料については、体育館、池袋スポーツセンター及び南長崎中央公園スポーツセンターの温水プールとトレーニングルームの料金を一般 600 円から 400 円に、小中学生 300 円から 200 円に改定したい。

第 4 回区議会定例会に提案し、施行予定は平成 27 年 4 月 1 日である。

(2) 主な意見と質疑

区 長：金額を下げた場合、現在月 4 千円の定期利用の取扱いはどうなるのか。

説明者：定期利用は指定管理者の判断で実施しているものである。事業者とは協議したい。

副区長：この方向でよろしいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

体育施設の利用について区民優先を明確化するとともに、温水プールとトレーニングルームの使用料を改定するため、体育施設条例の一部改正案を第 4 回区議会定例会に提案する。

会議の結果	1. 豊島区立体育施設条例の改正について ⇒決定
-------	--------------------------------------------------------------------

提出された資料等	1. 豊島区立体育施設条例の改正について
----------	----------------------